

26 障 福 号 外
平成 27 年 2 月 17 日

障害福祉サービス事業等運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービスの報酬算定に係る周知徹底について (再通知)

このことについて、「障害福祉サービスの報酬に係る算定について」平成 26 年 7 月 1 日付け事務連絡にて通知したところですが、特に「欠席時対応加算」の算定において、必要項目を具備していない案件であっても「加算」を行っている事業所等が散見されております。

つきましては、再度事務連絡 (別添写し参照) をご確認いただき、貴法人内の各事業所等に対して、厳に周知・徹底を図っていただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、本日以降、下記事例など不備のある記録において「加算」を行った場合は、返還対象となりますので、ご注意ください。

また、当再通知 (FAX) は、受信確認のうえ、送信記録を保管しておりますので、念のため申し添えます。

記

1. 「欠席時対応加算」に必要な記録内容は以下のとおりです。 ～ まで全て適切に具備した場合に「加算」対象となります。

日時 (受話・受理)
日時 (欠席する日時)
相手方の氏名
対応した職員の氏名
具体的な相談援助内容

2. 散見される「欠席時対応加算」の不備事例

- ・ 「日時」の「時」の記録がない場合 必ず記載する必要有り。
記載例 (月 日 (曜日) 時 分)

- ・ 「AM」、「PM」として日時を記録している場合 「日」と「時間」を正確に記載する必要有り。
- ・ の記載について「欠席 病院に行った後、出勤する予定だったが、検査がある為、欠席すると連絡あり」のみの記録 検査内容の確認や本人の状況を確認するとともに、再出勤等についての具体的相談援助内容を記載する必要有り。
- ・ の記載について「インフルエンザ又は入院のため1週間休みますとの連絡を受け、養生するように伝えた。」 利用者の体調について確認(高熱の状況・通院の状況・気分の様子)などを把握するとともに、一人きりで自宅に居るのではないかなどの養生の具体的様子を記載する必要有り。

上記のような記録事例を含め、～ の項目を適正に記録していない場合は、いずれも「欠席時対応加算」の算定はできません。また今後不適切な記録のもと「加算」を行った場合は、「返還」を行っていただくこととなります。

3. その他注意事項

- ・ 「欠席時対応加算」を請求する場合、貴事業所等の記録内容にて加算対象となるのか判断に窮する場合は、事前に県障害福祉課自立支援班へご相談いただきますようお願いいたします。
- ・ 「貴法人」へのFAX受信確認を行っておりますので、各事業所にて「文書が来ていない」「文書を見ていない」などの理由により、不備の有る記録を行い「加算」を行った場合であっても、返還対象となりますので念のため申し添えます。
- ・ 当通知文は、長崎県ホームページへも掲載しておりますので、ご参照ください。
- ・ その他ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

担当：自立支援班 西水 電話 095-895-2455 FAX 095-823-5082
--